

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年2月3日

【四半期会計期間】 第54期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 兼松エレクトロニクス株式会社

【英訳名】 KANEMATSU AA 輒月鬱 蛻 至

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(システム事業)

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

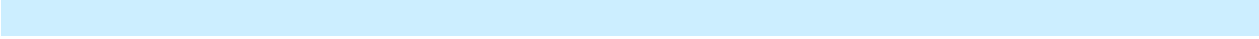
(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】



E03126)

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

E03126)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期連結累計期間

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められな